

新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成 よくある問合せ

【お問合せ先】

○手続き・審査・振込に関するご質問（各区健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当）

※ 事業所が市内に所在する場合は事業所が所在する区、市外に所在する場合は申請者の居住区へお問い合わせください。

北区役所：025-387-1305

東区役所：025-250-2310

中央区役所：025-223-7207

江南区役所：025-382-4396

秋葉区役所：0250-25-5682

南区役所：025-372-6304

西区役所：025-264-7310

西蒲区役所：0256-72-8358

○制度に関するご質問

新潟市福祉部障がい福祉課就労支援係

電話：025-226-1249 電子メール：shogai.wl@city.niigata.lg.jp

目 次

※ 質問をクリックすると回答にジャンプします。

I 対象者

- Q 1 対象者の要件を教えてください。
- Q 2 難病の場合も対象ですか。
- Q 3 体験利用の場合も対象ですか。
- Q 4 生活保護受給者も対象になりますか。
- Q 5 新潟市外の事業所を利用する場合も対象ですか。
- Q 6 新潟市外在住で新潟市内の事業所を利用する場合も対象ですか。
- Q 7 新潟市内に居住し、市内の事業所を利用していますが、受給者証等は新潟市外から交付されています。この場合も対象ですか。
- Q 8 アセスメント目的で就労移行支援を利用する場合も対象ですか。

II 通所方法や距離

- Q 1 距離の要件を教えてください。
- Q 2 片道2km未満ですが、バスで通所しているため、交通費を自己負担しています。通所交通費を助成してもらえますか。
- Q 3 申請内容と異なる通所方法をした場合も対象ですか。
- Q 4 事情により、日によって通所方法や経路が異なる場合も対象ですか。
- Q 5 家族や知人による送迎も対象ですか。
- Q 6 事業所が送迎をした場合、燃料費として助成してもらえますか。
- Q 7 一般就労と就労継続支援B型を併用しており、勤務先から通勤手当が支給されていますが、通所交通費も助成してもらえますか。
- Q 8 一般就労と就労継続支援B型を併用しており、勤務先から通勤手当が支給されておらず、勤務先に出社前あるいは出社後に就労継続支援B型を利用する日がありますが、通所交通費は助成してもらえますか。
- Q 9 通所交通費助成後に申請と異なる通所方法をしていたことが判明しました。受取済みの助成金はどうしたらよいですか。
- Q 10 片道分のみ助成してもらえますか。
- Q 11 出発地点が複数ある場合も助成対象ですか。

III 通所日数月5日以上の判断

- Q 1 月5日以上通所していることが必要ですが、月平均5日以上であれば助成対象になりますか。
- Q 2 日によって異なる通所方法をしていますが、それぞれの通所方法で月5日以上であることが必要ですか。
- Q 3 片道2km未満の場合等、通所交通費が助成されない場合は、通所日数もカウントしませんか。

Q 4 事情により片道助成が認められていますが、0.5日としてカウントしますか。

IV 助成額

Q 1 助成額がどのように計算されるか教えてください。

Q 2 助成額を電話で教えてください。

V 複数事業所へ通所している場合

Q 1 複数事業所へ通所している場合、通所日数はどのようにカウントしますか。また、片道2km未満の事業所も含まれていますが、片道2km以上の事業所のみ助成対象となりますか。

Q 2 助成対象となる月上限通所日数は22日ですが、複数事業所へ通所している場合はどのようにカウントするのですか。

VI 施設外支援や施設外就労

Q 1 施設外支援や施設外就労に行く場合も助成対象ですか。

VII 申請者の申請手続き

Q 1 利用者の申請手続きはどのような場合に必要ですか。

Q 2 申請を失念しましたが、遡及してもらえますか。

Q 3 公共交通機関の運賃改定がされた場合、変更届の提出は必要ですか。

Q 4 手続きの申請窓口はどこですか。

VIII 事業所の申請手続き

Q 1 「新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成に係る事業所登録届」はどのような時に提出が必要ですか。

Q 2 「新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成に係る事業所登録届」の提出を失念しました。
提出日以前の通所交通費は助成されませんか。

Q 3 「委任状」はどのような時に提出が必要ですか。

Q 4 手続きの申請窓口はどこですか。

IX その他

Q 1 通所交通費は、全国統一の制度ですか。

Q 2 振込先を本人ではなく、同居の親族としてもよろしいですか。

Q 3 口座振込に関する問合せ窓口はどこですか。

回 答

I 対象者

Q 1 対象者の要件を教えてください。

A 1 下記①～⑤のすべてに該当する申請者が対象です。

- ① 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、地域活動支援センターIII型のいずれかの事業所や施設へ月5日以上通所している。
- ② 新潟市に住民票及び生活の拠（グループホーム等の施設も含む）があり、新潟市より①のサービス利用に係る受給者証や利用決定通知書（以下、「受給者証等」という。）が交付されている。
- ③ 生活の拠から①の施設へ往復で通所している。
- ④ ③の片道の距離が2km以上である。
- ⑤ 通所方法が、鉄道、バス（区バス含む）、福祉有償運送、自動車、原動機付自転車、その他原動機付交通用具のいずれかであり、通所に係る運賃や燃料費を恒常に自己負担（生活保護費等により通所交通費相当額が支給されている場合や勤務先から通勤手当が支給されている場合は対象外）している。

Q 2 難病の場合も対象ですか。

A 2 対象です。要綱に記載している「障がい者」とは対象施設に通所している利用者であることであるため難病の方も含みます。

Q 3 体験利用の場合も対象ですか。

A 3 体験利用の方は、受給者証等が交付されていないため対象外です。

Q 4 生活保護受給者も対象になりますか。

A 4 生活保護費から新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成（以下、「通所交通費」という。）相当額が支給されていない場合は対象です。原則、生活保護費の支給が優先されます。

Q 5 新潟市外の事業所を利用する場合も対象ですか。

A 5 I - A 1 の支給要件を満たす場合は対象です。

Q 6 新潟市外在住で新潟市内の事業所を利用する場合も対象ですか。

A 6 要綱第3条に定める「本市に住所を有し」を満たしていないため、対象外です。通所交通費は新潟市独自の事業ですが、類似の助成事業を実施している自治体もありますので、お住いの自治体へお問合せ願います。

[目次へ戻る](#)

Q 7 新潟市内に居住し、市内の事業所を利用していますが、受給者証等は新潟市外から交付されています。この場合も対象ですか。

A 7 新潟市から受給者証等が交付されていない場合は対象外です。

Q 8 アセスメント目的で就労移行支援を利用する場合も対象ですか。

A 8 アセスメント目的によるサービス利用は一時的なものであるため、月5日以上通所した場合でも対象外です。

II 通所方法や距離

Q 1 距離の要件を教えてください。

A 1 生活の拠から事業所までの距離が片道2km以上であることが要件です。ただし、要綱第3条第2項に「障がいのため歩行することが著しく困難な者」に該当する場合は、片道2km未満でも下記①～②に該当すると区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当が認めた場合は、支給対象となる可能性がありますので、事業所が所在する区の区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当（事業所が市外の場合は申請者の居住区）までご相談ください。なお、理由書（任意様式）の提出を求める場合があります。

- ① 身体障がい者の場合、障がい者個人の移動が困難な場合（車いす利用者において通所経路が整備されており交通用具等の使用が不要な場合等を除く）
- ② 身体障がい者以外の場合、家族による送迎等がなければ危険が及ぶ場合

Q 2 片道2km未満ですが、バスで通所しているため、交通費を自己負担しています。通所交通費を助成してもらえますか。

A 2 II-A 1に該当しない方は、自己負担が発生している場合でも対象外です。

Q 3 申請内容と異なる通所方法をした場合も対象ですか。

A 3 通所交通費は、申請内容のとおりに通所した実績に基づき、助成するため対象外です。下記によくある事例について記載します。

- ・大雪や地震等によるもの。
- ・バス通所で申請していたが、天気が良かったため徒歩で通所した。
- ・バス通所で申請していたが、面倒だったので自動車で通所した。
- ・バス通所で申請していたが、事業所利用後に私用（買い物・旅行・通院・塾等）で外出する用事があり、自動車で通所した。

Q 4 事情により、日によって通所方法や経路が異なる場合も対象ですか。

A 4 予め、曜日等により、通所方法や経路が定まっている場合は、助成対象となる場合がありますので、事業所が所在する区の区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当（事業所が

[目次へ戻る](#)

市外の場合は申請者の居住区)へご相談ください。

Q 5 家族や知人による送迎も対象ですか。

A 5 申請者の費用負担軽減が助成目的のため、申請者との生計が同一であることが必要です。

よって、同居の親族による送迎は助成対象ですが、別居の親族や知人による送迎は助成対象外です。

Q 6 事業所が送迎をした場合、燃料費として助成してもらえますか。

A 6 事業所の送迎加算取得可否に関わらず対象外です。

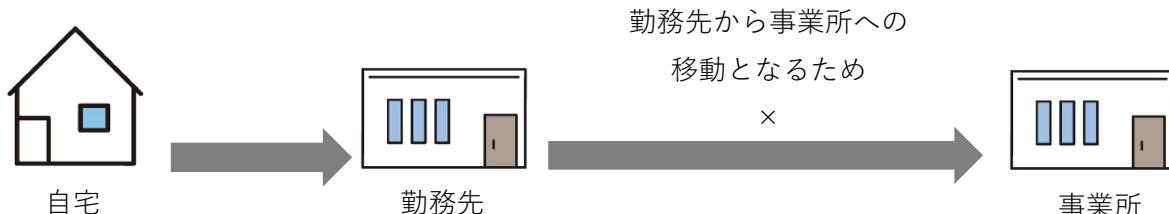
Q 7 一般就労と就労継続支援B型を併用しており、勤務先から通勤手当が支給されていますが、通所交通費も助成してもらえますか。

A 7 自宅から勤務先までと自宅から就労継続支援B型事業所までの経路が異なる場合でも勤務先から通勤手当が支給されている申請者は、通勤手当と通所交通費の分割算定が困難であるため助成できません。

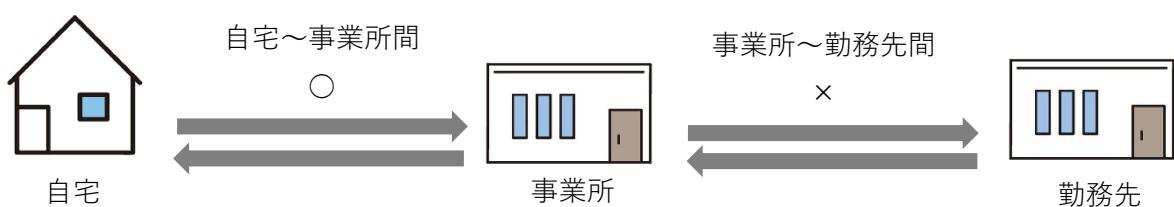
Q 8 一般就労と就労継続支援B型を併用しており、勤務先から通勤手当が支給されておらず、勤務先に出勤前あるいは退勤後に就労継続支援B型を利用する日がありますが、通所交通費は助成してもらえますか。

A 8 要綱第2条第2号に「その者の住居と訓練・就労系事業所等との間を往復すること」と定めています。出勤前あるいは退勤後に就労継続支援B型を利用する場合は、勤務先と事業所間の移動となるため対象外です。ただし、出勤前と退勤後どちらも就労継続支援B型を利用する場合に通所交通費で申請している内容と同じ通所方法であれば、生活の拠点から事業所間の移動は対象となる場合があります。

【退勤後(あるいは出勤前)に事業所を利用する場合】



【出勤前及び退勤後どちらも事業所を利用する場合】



[目次へ戻る](#)

新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成 よくある問合せ
新潟市福祉部障がい福祉課 令和7年12月

Q9 通所交通費助成後に申請と異なる通所方法をしていたことが判明しました。支給済みの助成金はどうしたらよいですか。

A9 返納が必要なため事業所が所在する区の区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当（事業所が市外の場合は申請者の居住区）へご連絡願います。

Q10 片道分のみ助成してもらえますか。

A10 要綱第2条第2号に「その者の住居と訓練・就労系事業所等との間を往復すること」と定めており、原則、片道分のみの助成は対象外です。ただし、個別の事情により、やむを得ないと区役所で判断したもので、予め、曜日等により通所方法が定まっている場合は、理由書（任意様式）の提出により、片道助成を認める場合がありますので、事業所が所在する区の区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当（事業所が市外の場合は申請者の居住区）へご相談ください。下記に対象となる事例を記載します。

- ・往路時のバスの本数が少なく、往路は事業所送迎、復路はバス通所 →復路分を助成
- ・障がい特性により（適応障害により混み合う時間帯にバスを利用すると危険が伴う等）、往路は事業所送迎、復路はバス通所 →復路分を助成

Q11 出発地点が複数ある場合も対象ですか。

A11 予め、曜日等により出発地点が異なる方（すべて新潟市内であることが必要）は、事情により助成対象となる場合がありますので、事業所が所在する区の区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当（事業所が市外の場合は申請者の居住区）へご相談ください。下記に対象となる事例を記載します。

- ・月曜日から火曜日はグループホーム、水曜日から金曜日は自宅から出発となる場合
- ・家族が仕事の都合で毎週末、自宅不在となるため、月曜日から木曜日は自宅、金曜日のみ親戚宅から出発となる場合

III 通所日数月5日以上の判断

Q1 月5日以上通所していることが必要ですが、月平均5日以上であれば助成対象になりますか。

A1 対象外です。月平均ではなく、1か月単位で5日以上通所している必要があります。

例) 4月に3日、5月に10日、6月に5日通所した場合、3か月平均が6日/月ですが、4月分は5日未満であるため、この場合、5月分及び6月分のみ助成対象です。

Q2 日によって異なる通所方法をしていますが、それぞれの通所方法で月5日以上であることが必要ですか。

A2 すべての通所方法で合算して月5日以上であれば助成対象です。

例) 事情により、月～水曜日は家族による送迎、木～金曜日はバスで通所している場合で、4月に家族による送迎を4日間、バスで3日間通所した場合、それぞれの通所方法では5

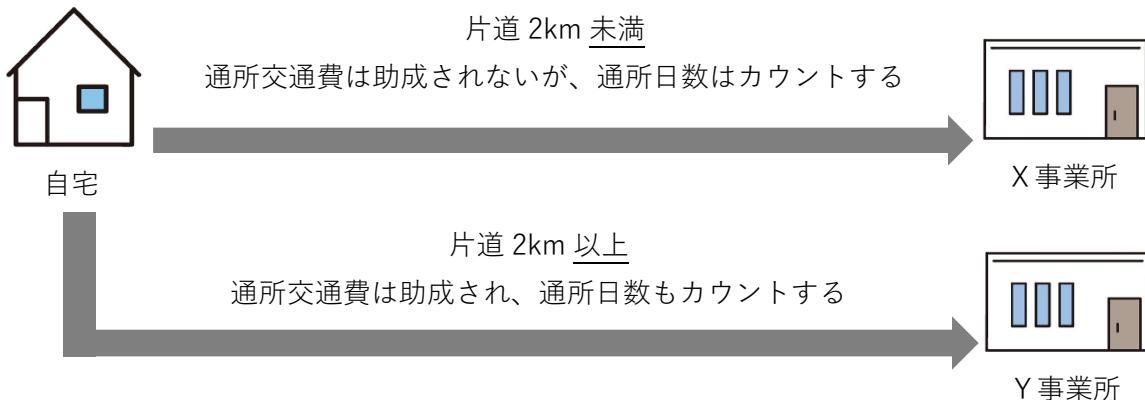
[目次へ戻る](#)

日未満ですが、合計7日間で5日以上あるため助成対象です。

Q3 片道2km未満の場合等、通所交通費が助成されない場合は、通所日数もカウントしませんか。

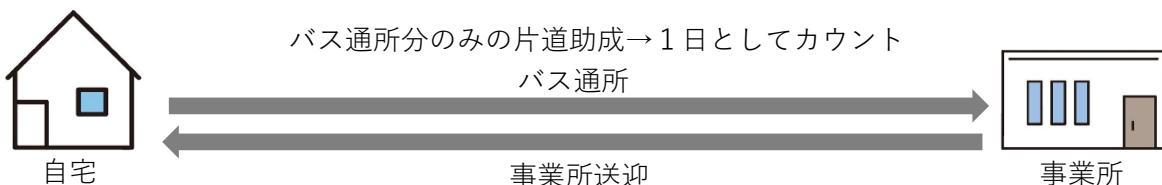
A3 複数の事業所を利用されている方や事情により日によって異なる通所方法をしている方で、片道2km未満の通所経路が含まれる場合、片道2km未満の分は、通所交通費が助成されませんが通所日数にカウントします。この場合、「新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成対象者日数報告書」の「備考」欄に片道2km未満の通所日数等を記載してください（記載例：「4月の通所日数23日のうち5日間は片道2km未満」等）。

【複数事業所を利用されている方で片道2km未満の通所経路が含まれる場合】



Q4 事情により片道助成が認められていますが、0.5日としてカウントしますか。

A4 片道助成の場合でも1日としてカウントします。また、片道助成が認められる場合の助成額の算出方法は、IV-A1のとおり算出します。



[目次へ戻る](#)

IV 助成額

Q 1 助成額がどのように計算されるか教えてください。

A 1 要綱第4条に基づき、下記のとおり計算します。また、必要があれば、聴き取りや実態調査を行う場合もあります。

【公共交通機関の場合 : 基準額 × 1/2】

※ 基準額は、「1か月定期券相当額」と「通所日数分の往復運賃相当額/月」の低廉となる額とし、障がい者割引等の減免・控除等が適用される場合は割引適用後額で比較します。

※ 1円未満の端数が生じる場合は端数切り捨て。

※ 上限日数は22日、基準額の上限額は55,000円です。

※ 事情により片道助成が認められる場合は、基準額 × 1/4で算出します。

【交通用具の場合 : 通所距離に応じた基準額 × 1/2】

※ 基準額（要綱第4条別表）

交通用具使用距離（片道）	基準額（往復）	
	月上限額	日額単価
5km未満	2,000円	95円
5km以上10km未満	4,200円	200円
10km以上15km未満	7,100円	338円
15km以上20km未満	10,000円	476円
20km以上25km未満	12,900円	614円
25km以上30km未満	15,800円	752円
30km以上35km未満	18,700円	890円
35km以上40km未満	21,600円	1,028円
40km以上45km未満	24,400円	1,161円
45km以上50km未満	26,200円	1,247円
50km以上55km未満	28,000円	1,333円
55km以上60km未満	29,800円	1,419円
60km以上（上限）	31,600円	1,504円

※ 1円未満の端数が生じる場合は端数切り捨て。

※ 上限日数は22日、基準額の上限額は31,600円です。

※ 事情により片道助成が認められる場合は、基準額 × 1/4で算出します。

Q 2 助成額を電話で教えてください。

A 2 事業所が提出する「新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成対象者通所日数報告書」に基づき、必要があれば聴き取り等により算定するため、即時回答は困難であり、電話で回答することはできません。

[目次へ戻る](#)

V 複数事業所へ通所している場合

Q 1 複数事業所へ通所している場合、通所日数はどのようにカウントしますか。また、片道2km未満の事業所も含まれていますが、片道2km以上の事業所のみ助成対象となりますか。

A 1 複数事業所を通所する場合、【Ⓐ日数要件】と【Ⓑ距離要件】は分けて考えます。

例) 下記の場合、合計通所日数は月5日以上ため、【Ⓐ日数要件】を満たしていますが、X事業所は2km未満のため【Ⓑ距離要件】を満たしておらず、Y事業所へ通所した分のみ支払対象となります。

	片道の距離	通所日数	Ⓐ日数要件	Ⓑ距離要件
X事業所	2km未満	月4日	合計通所日数が5日以上ため○	Y事業所のみ2km以上
Y事業所	2km以上	月3日		

Q 2 助成対象となる月上限通所日数は22日ですが、複数事業所へ通所している場合はどのようにカウントするのですか。

A 2 月初から月末まで時系列順にカウントし、22日目までの通所分を支払います。なお、片道2km未満の事業所が含まれる場合、片道2km以上の事業所へ通所した日数分のみ助成対象となります。

例) Y事業所は片道2km未満、X・Z事業所は片道2km以上の場合

	1~10日目	11~15日目	16~20日目	21~22日目	23日目
日数	10日間	5日間	5日間	2日間	1日間
通所事業所	X事業所	Y事業所	Z事業所	X事業所	Z事業所
助成対象	○	×	○	○	×

※ 11~15日目までの5日間はY事業所が2km未満のため助成対象外ですが、日数カウントには含めるため、22日目までの17日間分が助成対象となり、23日目以降は助成対象外となります。

VI 施設外支援や施設外就労

Q 1 施設外支援や施設外就労に行く場合も助成対象ですか。

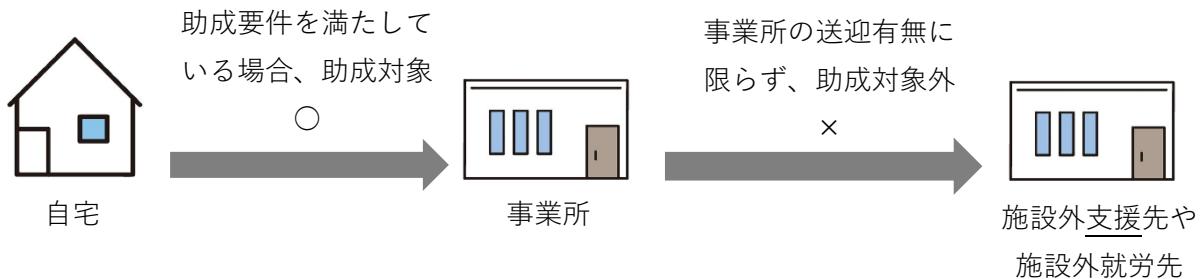
A 1 施設外支援は助成対象外ですが、施設外就労は助成対象となる場合があります。

	内容	助成対象の可否
施設外支援	企業等への実習	×(一時的なものであるため)
施設外就労	委託契約先の企業内で行う訓練	△(ケースによる)

[目次へ戻る](#)

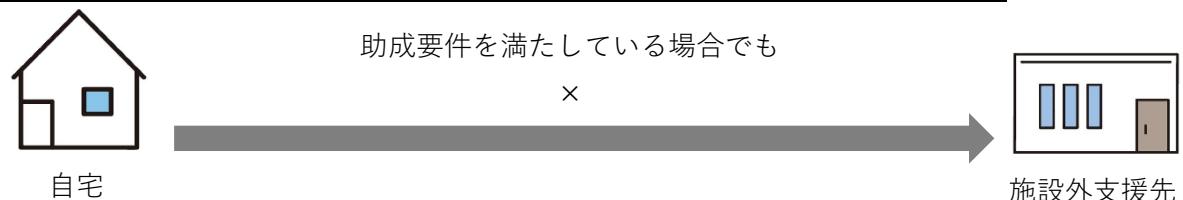
【事業所経由で施設外支援や施設外就労に行く場合】

要綱第2条第2号に記載のとおり、原則、「その者の住居と訓練・就労系事業所等との間を往復」している場合が助成対象となるため、事業所経由で行く場合は、助成対象外です。



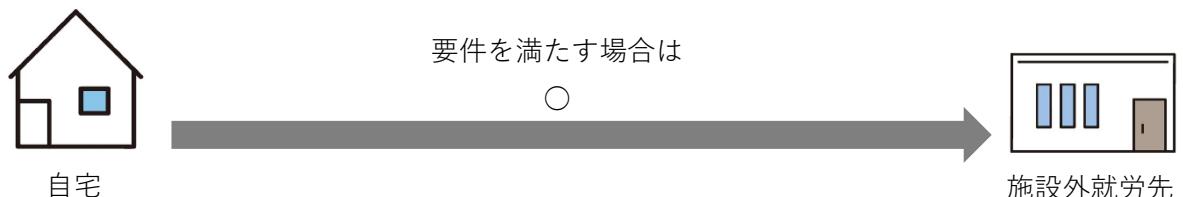
【自宅等から直接、施設外支援に行く場合】

施設外支援は、一時的なものであるため、自宅から直接行く場合は助成対象外です。



【自宅等から直接、施設外就労に行く場合】

事業所の送迎がなく、申請者本人が運賃・燃料費等を負担することを常例としている場合は、片道2km以上であれば助成対象です。日によって、施設外就労先が異なる場合は、それぞれの支給額等を計算し、低廉となる額を基準額とします。



【施設外就労へ行く日と行かない日（事業所内で訓練する）がある場合】

予め、行く日と行かないが決まっている場合は、それぞれの通所交通費は、どちらも助成対象ですが、予め決まっていない場合は、施設外就労に行かない日のみ助成対象となります。

VII 申請者の申請手続き

Q 1 利用者の申請手続きはどのような場合に必要ですか。

A 1 事実発生月分の助成額支払月の前月までに下記の申請手続きが必要です。なお、委任状の添付により、事業所が手続を行うことも可能です。

- ① 助成申請書：新規で通所交通費を申請する場合
- ② 変更届：既に通所交通費の申請を届け出ており、申請者の氏名・住所・通所方法等の変更が生じる場合
- ③ 資格喪失届：助成対象者でなくなった場合

[目次へ戻る](#)

Q 2 申請を失念しましたが、遡及してもらえますか。

A 2 選及はできません。事実発生月分の助成額支払月（1・4・7・10月）の前月までに提出された場合のみ助成可能です。

例) 12月に通所を開始し、助成要件を満たしている場合、助成額支払月は翌年1月となりますので、12月末までに提出が必要です。

Q 3 公共交通機関の運賃改定がされた場合、変更届の提出は必要ですか。

A 3 必須ではありません。担当区で金額の再計算を行い、助成いたします。なお、運賃改定ではなく、通所方法変更等により運賃が変わる場合は、通常通り、変更届の提出が必要です。

Q 4 手続きの申請窓口はどこですか。

A 4 事業所が所在する区の区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当（事業所が市外の場合は申請者の居住区）です。

VIII 事業所の申請手続き

Q 1 「新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成に係る事業所登録届」はどのような時に提出が必要ですか。

A 1 下記に該当する場合、原則、新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）より、速やかにご提出願います。なお、登録届は、運営法人単位ではなく事業所単位で登録が必要です。

- ① 新規登録：事業所を新規開設した場合
- ② 変 更：事業所登録届内の事項に変更が生じる場合
- ③ 廃 止：事業所を廃止した場合（休止の場合は提出不要）

Q 2 「新潟市訓練・就労系事業所等通所交通費助成に係る事業所登録届」の提出を失念しました。提出日以前の通所交通費は助成されませんか。

A 2 申請者が提出する（委任を受けている場合は事業所の提出も可）助成申請書が提出期限までに提出されているかで判断します。

例) 10月に通所を開始した申請者は本来であれば、10月分～12月分が翌年1月に助成されますが、1月に助成申請書を提出した場合、助成申請書の提出締切である12月を過ぎているため、1月分～3月分が4月に助成されます。この場合、10月分～12月分を遡及することはできません。

Q 3 「委任状」はどのような時に提出が必要ですか。

A 3 申請手続きや助成額の受け取りに係る権限を事業所に委任する場合に提出が必要です。

[目次へ戻る](#)

Q 4 手続きの申請窓口はどこですか。

A 4 事業所が所在する区の区役所健康福祉課障がい福祉係・障がい福祉担当（事業所が市外の場合は申請者の居住区）です。

IX その他

Q 1 通所交通費は、全国統一の制度ですか。

A 1 全国統一ではなく、新潟市独自の助成制度です。類似の制度を実施している自治体もありますが、助成要件や金額等、新潟市と異なる場合があります。他自治体の助成制度については該当の自治体へお問合せいただくようお願いいたします。

Q 2 振込先を本人ではなく、同居の親族としてもよろしいですか。

A 2 原則、本人名義の口座が望ましいですが、同居の親族名義の口座でも構いません。

Q 3 口座振込に関する問合せ窓口はどこですか。

A 3 振込日の確認や申請と振込額に相違がある場合等については、事業所の所在する区の区役所健康福祉課障がい福祉・障がい福祉担当（事業所が市外の場合は申請者の居住区）へお問い合わせください。

[目次へ戻る](#)